

歌志内市議会会議録

第1日目（平成28年9月7日）

（午前9時53分 開会）

開会・開議宣告

○議長（川野敏夫君） おはようございます。

ただいまから、平成28年歌志内市議会第3回定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は7名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（川野敏夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により、会議録署名議員に3番山崎瑞紀さん、6番本田加津子さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（川野敏夫君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この定例会を、本日から9月9日までの3日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

諸般報告

○議長（川野敏夫君） 日程第3 諸般報告

であります。

事務局長に報告させます。

中嶋議会事務局長。

○議会事務局長（中嶋孝君） 報告いたします。

この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案9件及び報告2件であります。

次に、議長の報告でございますが、平成28年第2回定例会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付しております議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況でございますが、本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（川野敏夫君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） ないようですので、諸般報告を終わります。

市政報告

○議長（川野敏夫君） 日程第4 市政報告であります。

一般行政について報告を求めます。

村上市長。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

市政報告1件。

平成28年8月31日の行政常任委員会時に状況把握中、または、その後に判明しました強風による被害等について報告いたします。

平成28年8月30日、火曜日の深夜の強風により神威美山地区の旧中学校付近の斜面にある立木が根本から折れ、道道及び民家方向へ倒れた木の先が道道沿いのNTT及び北電の架線に寄りかかる形となり、先端の一部が民家の屋根の軒部鉄板に衝突したほか、同地区の河川沿いの倒木により消防第2分団詰所用サイレンケーブルが断線し、吹鳴されない状態となりました。

旧中学校側の倒木については斜面からの落下による被害拡大が懸念されたため、直ちに撤去が必要であると判断しましたが、根本付近の傾斜や鉄製フェンスへ食い込んでいる状態で、電線へ寄りかかっている状況から慎重な撤去作業が求められ、9月1日から2日にかけて北電による枝葉の処理及び市内業者による撤去を実施しており、消防のサイレン設備については別の場所に経路を確保し、移設修繕中であります。

なお、旧中学校周辺においては地形的に他の立木でも同様の状況が懸念されることから、9月2日旧中学校グラウンド側の斜面から民家方向にかけて緊急の雑木伐採を実施いたしました。

倒木による民家の被害については、軒部分約30センチメートル四方の破損で、人的被害はありませんが被害者に謝罪の上、現在示談に向けて協議を進めているところであります。

今後におきましては再度、市内各所の立木の点検、確認を実施し被害の発生防止に努めてまいります。

以上です。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） ただいまの市長の報告

に基づいて、総損害額というのは推定幾らになりますか。1点だけ。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 民家のほうの損害額ということになると思いますが、現在示談中でございます。恐らく30センチ四方でございますので、修繕等は数十万円程度でないかというふうに思います。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 総損害額ということはNTTの配線から全部入ると思うのですが。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） まず、ケーブルの関係でございますが、これは今64万8,000円程度で修繕をしております。あと立木の処理につきましては16万8,480円。あと伐採に十数万円程度かかっていると思います。総額は120万円程度でないかというふうに思います。

○議長（川野敏夫君） 谷秀紀さん。

○5番（谷秀紀君） 消防のサイレンの吹鳴の部分の答弁漏れがあるけれども、それも含んでいるものですか。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 消防のサイレンの吹鳴の部分につきましては、今64万8,000円で工事中でございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

報 告 第 1 2 号

○議長（川野敏夫君） 日程第5 報告第12号平成27年度決算に基づく歌志内市健全化判断比率についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

報告第12号平成27年度決算に基づく歌

志内市健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成27年度決算に基づく歌志内市健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率、将来負担比率につきましては、実質赤字額及び連結実質赤字額がないとともに、将来負担比率は算定されないため、数値が表示されません。

実質公債費比率は10.7%です。

監査委員の意見書につきましては別紙のとおりです。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで報告第12号は、報告済みといたします。

報 告 第 1 3 号

○議長（川野敏夫君） 日程第6 報告第13号平成27年度決算に基づく歌志内市資金不足比率についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

報告第13号平成27年度決算に基づく歌志内市資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成27年度決算に基づく歌志内市資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

特別会計の名称、市営公共下水道特別会計、市営神威岳観光特別会計、病院事業会計、全ての特別会計において資金不足額がないため数値が表示されません。

監査委員の意見書につきましては、別紙の

とおりでございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで報告第13号は、報告済みといたします。

議 案 第 4 6 号

○議長（川野敏夫君） 日程第7 議案第46号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上市長。

○市長（村上隆興君） ー登壇ー

議案第46号公平委員会委員の選任について御提案申し上げます。

下記の者を公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記。

住所、歌志内市字神威256番地4。

氏名、板谷宏。

生年月日、昭和26年6月13日。

提案理由は、公平委員会委員、染谷純一氏が平成28年9月25日をもって任期満了となるため、新たに選任しようとするものでございます。

任期は4年間でございます。

次のページをお開き願います。

板谷宏氏の略歴でございます。

本籍地、歌志内市字歌神44番地1。

現住所、歌志内市字神威256番地4。

学歴、昭和45年3月北海道歌志内高等学校卒業。

職歴、平成13年5月三起建設株式会社常務取締役、平成16年11月轟建設株式会社

歌志内支店長、平成16年11月空知炭礦株式会社兼務発令、平成17年6月空知炭礦株式会社常務執行役員、平成18年4月空知炭礦株式会社専務取締役。

現公職、平成21年4月歌志内市中小企業保証融資委員会委員、平成22年9月歌志内市固定資産評価審査委員会委員、平成26年1月歌志内市産業開発促進事業審査委員会委員。

以上でございますので、御同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第46号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、これに同意することに決しました。

議案第47号

○議長（川野敏夫君） 日程第8 議案第47号歌志内市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第47号歌志内市税条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第226号）の公布に伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市税条例の一部を改正する条例。

歌志内市税条例（昭和29年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、定例会資料の1ページをごらん願います。

附則第20条の2は、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例の規定でございます。

所得税法等の一部を改正する法律の施行により特例適用利子等又は特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額に係る所得を分離課税する規定を新たに設けるもので、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条、第12条、第16条に基づき、平成29年1月1日から適用するものでございます。

附則第20条の3は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例の規定でございます。

前条の規定の新設により条項を繰り下げ、引用条文等を整理するもので、平成29年1月1日から適用するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則第1項は、施行期日でございますが、これにつきましては資料で説明いたしましたので、省略させていただきます。

附則第2項は、経過措置で、適用区分に関する規定でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入

ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第47号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 4 8 号

○議長（川野敏夫君） 日程第9 議案第48号歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第48号歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）の公布に伴い、国民健康保険税の所得割額の算定等に用いる総所得金額に含める特例要件を加えるため、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

歌志内市国民健康保険税条例（昭和52年条例第43号）の一部を次のように改正す

る。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、定例会資料の2ページをごらん願います。

附則、第10項は、特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定でございます。

所得税法等の一部を改正する法律の施行により、市民税で分離課税される特例適用利子等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含める規定を新たに設けるもので、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第9条、第13条、第17条に基づき、平成29年1月1日から適用するものでございます。

附則、第11項は、特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例の規定でございます。

前項の規定同様、所得税法等の一部を改正する法律の施行により、市民税で分離課税される特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含める規定を新たに設けるもので、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第9条、第13条、第17条に基づき、平成29年1月1日から適用するものでございます。

附則、第12項から第14項は、前2項の追加に伴い条項を繰り下げるもので、内容の変更はなく平成29年1月1日から適用するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

第1項は、施行期日でございますが、これにつきましては、資料で説明いたしましたので省略させていただきます。

附則第2項は適用区分に関する規定でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第48号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

議案第49号

○議長（川野敏夫君） 日程第10 議案第49号歌志内市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第49号歌志内市消防団条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、消防団員の安定的な確保並びに入団促進を図るため、任命に係る年齢要件を緩和するなど、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市消防団条例の一部を改正する条例。

歌志内市消防団条例（昭和30年条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の3ペー

ジをごらん願います。

第3条第1号中「年齢満18年以上55年未満」を「年齢満18歳以上」に改め、同号ただし書きを削る。

これは消防団員の任免要件における年齢制限の上限を定めないように改めるほか、班長以上の幹部団員に適用する特例要件を廃止するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4番（下山則義君） 私の方から、2点ほど質疑させていただきます。

まず、消防団員の安定的な加入を促進するという事で、上限を撤廃するという事、そしてただし書きをなくするという事があります。そんな関係から消防団員の条例を見てもみると、3条の任免に、その直したのを見ると1項のほうに、本市に居住し、または勤務する18歳以上の者全てということになるかと思えます。このことにつきましては、次の第2項のほうに、団長の件が書いてあるのですが、団長という者は身体が丈夫であって、団長たるに足る者として消防団により推薦された者であるということが規定されてあります。

本市に居住して勤務する者であれば18歳以上誰でもよいのかということ、それについてちょっと質疑させていただきたいと思えます。

あと現在消防団員の数なのですが、55歳以上、そして55歳未満、それぞれ何名ずつおられるのか質疑させていただきます。

○議長（川野敏夫君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） 消防団員は年齢なら誰でもよろしいのかということと、55歳以上、55歳以下について答弁を差し上げま

す。

入団に当たっては、消防団条例第13条及び宣誓書において、消防団員の遵守事項をうたわれております。中身をかいつまんで申しますと、互いに相思敬愛できる人、礼節を重んじ信義に厚い人、守秘義務、良心に従って忠実に消防業務を遂行できる人でなければなりませんとなっております。

入団時には、年齢等の任命要件だけではなく、今申し上げた遵守事項を守れる人かどうか、また、当然ながら健康面のチェックも、消防団幹部において審査をして入団の可否を決定しております。

そういうようなことから、年齢制限がなくなったといっても誰でも入団できるものではないというふうに思っております。

2点目の55歳以上55歳以下的人数でございますが、55歳以上は19名、内訳として団本部10人、第1分団5人、第2分団4人、55歳未満として29人、団本部4人、第1分団12人、第2分団13名となっております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第49号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

議案第50号

○議長（川野敏夫君） 日程第11 議案第50号歌志内市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） —登壇—

議案第50号歌志内市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）の改正に伴い、本年4月から国において低所得世帯・多子世帯等の経済的負担軽減を図るため、利用者負担の上限額に係る特例措置を拡充する等の措置が講じられたことから、国と同等の軽減措置を諮るため、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文に参ります。

歌志内市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例。

歌志内市立幼稚園設置条例（昭和48年条例第48号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の4ページをごらん願います。

別表、備考1に、次のただし書きを加える。これは多子世帯にかかる保育料の軽減措置を拡充するための規定を整備するもので、現行では、幼稚園年少から小学校3年生までとなっている多子世帯の保育料軽減要件のほか、市民税所得割課税額が7万7,101円未満、年収約360万円未満相当の世帯に限り、保護者が監護し生計が同一の子どもであれば年齢にかかわらず保育料軽減措置の対象とするものでございます。

別表、備考3を備考5とし、備考2を備考

議案第51号

4とし、備考1の次に次のように加える。備考2は、ひとり親世帯等にかかる保育料の軽減措置の規定を新たに設けるもので、市民税非課税世帯のひとり親世帯等は第1子から無料とし、市民税所得割課税額が7万7,101円未満、年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については、第1子は現行の保育料から1,000円を減額した額の半額、第2子以降は保育料を無料とするものでございます。

備考3は、所得割についての定義を規定するものでございます。

備考4、5については、ただいま説明いたしました規定の追加に伴い、現行の規定を繰り下げるもので、内容に変更はございません。

本文の附則に戻ります。

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するものでございます。

以上でございますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第50号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

○議長（川野敏夫君） 日程第12 議案第51号定住自立圏形成協定の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） —登壇—

議案第51号定住自立圏形成協定の変更について御提案申し上げます。

滝川市及び砂川市との間において締結した定住自立圏形成協定を別記のとおり変更することについて、歌志内市議会の議決事件に関する条例（昭和59年条例第37号）第2条第3号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

提案理由は、定住自立圏の形成に関する協定書のうち、生活機能の強化に係る政策分野の一部を変更するため、条例の規定に基づき議会の議決を得ようとするものでございます。

今回の協定変更につきましては、本年7月5日中空知5市5町防災に関する協定が締結され、中空知5市5町が防災に関して平常時の相互協力、災害時の相互応援などについて協定を締結いたしました。

定住自立圏形成協定においても、広域防災体制の連携推進について協定を締結しておりましたが、中空知5市5町防災に関する協定により圏域住民の安全安心を確保するためには、防災力を高めることが必要であると、5市5町が再認識をしたところでございます。

また、防災力と同時に消防力の強化についても必要であるとの認識から、従来より消防力については北海道内の市、町及び消防の一部事務組合により北海道広域消防総合応援協定（平成3年2月13日締結）を締結しておりましたが、改めて平常時の情報交換や災害発生時の応援体制等について圏域の生活機能の強化を図るため、定住自立圏形成協定に消防相互応援体制の連携と強化の事項を追加し、広域的な取り組みをより一層推進するた

め協定を変更しようとするものでございます。

なお、この定住自立圏形成協定の変更につきましては、中空知5市5町とも、それぞれ9月の第3回定例会で議会の議決を求めることとしております。

それでは、次ページの本文に参ります。

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書。

滝川市及び砂川市（以下「甲」という。）と歌志内市（以下「乙」という。）は、平成26年7月15日に締結した定住自立圏の形成に関する協定の変更について次のとおり協定を締結する。

変更内容につきましては、資料とあわせて御説明いたしますので、定例会資料の6ページをごらん願います。

別表第1の6の表中「6防災」を「6防災・消防」に改め、同表に次のように加える。

（2）消防相互応援体制の整備。

表中の取組の内容、甲の役割、乙の役割につきましては、先ほども御説明いたしましたとおり、定住自立圏の圏域住民の安全・安心を確保するために関係市町が協力して圏域の消防力を強化し、防災力の向上を図る取組を行うこととし、甲と乙が、それぞれ平常時における情報交換や連携を進め、災害時や緊急時においては要請に応じ応援体制の整備を推進することを追加するものでございます。

以上でございますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 2点ほど聞きたいと思っております。

一つ目なのですが、取り組みの内容で圏域の消防力の強化ということで書いております。消防力の強化というのは、本来各自治体がおのおのできちっと体制をとって各自治体が消防力の強化を行うことが、本来自分

たちのまちの安全・安心を守ることにつながってくる最大の要因ではないかと思うのですけれども、その辺どういうふうに思っているか伺いたいと思います。

二つ目なのですが、この定住自立圏の関係の消防にかかってくることなのですが、消防の広域化になってくるのではないのかなという心配が私のほうでしております。各自治体の消防署員等の人数をある程度抑えて、その分を他市町の人員で補っていく構想につながっていくのではないかなという危惧をしているのですけれども、その辺いかがか聞きたいと思います。

以上、2点でお願いします。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 2点の質問でございますが、まず、1点目の消防力の強化は各自治体がおのおのできちっとした体制をとり、各自治体が消防力の強化を行うことが自分のまちの安全を守る最大の要因と思うのですが、いかがかということでございますが、各自治体がおのおのできちっとした体制を取り、消防力の強化を行うことが自分のまちの安全を守ることにつながるということは、議員仰せのとおりだと思います。

あと2番目の消防の広域化の心配をしてしまうということでございますが、今回の定住自立圏形成協定の変更につきましては、消防の広域化を前提としているものではございません。

消防相互応援体制の整備とは災害時や緊急時におきまして関係市町が協力し、迅速かつ的確に対応を行うため、平常時より情報交換や事業における連携を進めて圏域の消防力を強化し、防災力の向上を図ることとしているものでございます。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 先日の災害の件もありますけれども、やっぱり他市町の消防との連携というのは必要だと思うのですね、強化も必要だと思うのですけれども、この間の災害

みたいに各市町大変な状況になって、各市町それぞれで応援に行きたいけれども行けないという状況がただただ生まれると思うのですよ。

そうなるとやっぱり自分たちのまちの消防の強化を行うということがやっぱり必要なのではないかなと思うのですけれども、これに対して、だめだという意見ではないのですけれども、やっぱり自分たちのまちの安全・安心を守るには人の手を借りる前に自分たちの足元をきちんと固めて、それから行っていくことが連携の強化にもつながるだろうし、今後にかされるのではないのかなと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 広域の災害の場合は議員のおっしゃるとおり自分のところの対応で、なかなか応援という部分はいかないというふうに思いますが、単独の災害、例えば歌志内だけの災害ですとか、そういうようなときに大きな災害が発生した場合は、他市町村からも応援が来ることになりますので、近隣市町の応援体制を組むことはより望ましい形ではないかなというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第51号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

議案第52号から議案第53号まで

○議長（川野敏夫君） 日程第13 議案第52号と日程第14 議案第53号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー

議案第52号、議案第53号の決算認定につきまして、一括御提案申し上げます。

なお、議案第53号につきましては、市立病院事務長から御提案申し上げます。

議案第52号平成27年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度歌志内市各会計歳入歳出決算について、別添のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定に付する決算は、平成27年度歌志内市一般会計歳入歳出決算、平成27年度歌志内市営公共下水道特別会計歳入歳出決算、平成27年度歌志内市営神威岳観光特別会計歳入歳出決算、平成27年度歌志内市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成27年度歌志内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、以上の5会計でございます。

内容につきましては、各会計決算実績報告書により御説明いたしますので、実績報告書の1ページをお開き願います。

平成27年度各会計決算の概要でございます。朗読いたしまして説明にかえさせていただきます。

1、平成27年度各会計決算の概要。

平成27年度の決算については、住民生活の安全確保、住民福祉の充実及び良好な住環境の整備を基本としながら、身の丈に合った健全な財政運営を推進することを念頭に、限られた財源、財産を効果的に活用し、適切な事業の実施に努めました。

また、長期的視野に立ち、計画的な財政運営を目指すため、財政調整基金へ3億円、減債基金へ2億円の積み立てを行いました。

1、決算規模及び収支の状況。

一般会計以下5会計における歳入歳出決算の総額は、歳入53億6,023万7,000円、歳出51億7,969万9,000円で、1億8,053万8,000円の黒字となりました。

前年度と比較し、歳入で6,224万8,000円、1.2%の増、歳出で1億231万8,000円、2.0%の増となりました。

各会計別の収支は、一般会計で1億3,631万7,000円の黒字、国民健康保険特別会計で4,418万円の黒字、後期高齢者医療特別会計で4万1,000円の黒字となりました。市営公共下水道特別会計及び市営神威岳観光特別会計については、一般会計繰入金により収支の均衡を図っています。

2、歳入歳出の状況。

(1) 一般会計。

歳入増となった主な科目は、市債1億894万9,000円、(対前年度比51.6%)、地方交付税9,170万8,000円(同3.4%)、国庫支出金3,992万5,000円(同8.5%)、地方消費税交付金3,318万7,000円(同71.0%)で前年度を上回りました。

その内訳としては、市債は第2分団詰所新築に伴う緊急防災減災事業債等の借入額の増、地方交付税は人口減少等特別対策事業費の創設に伴い、基準財政需要額が増加したことによる普通交付税の増、国庫支出金は地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金の増、地方消費税交付金は社会保障財源化分の増となっています。

一方、減となった主な科目は、使用料及び手数料5,550万2,000円(対前年度比△19.6%)、諸収入4,943万6,000円(同△20.8%)で、前年度を下回りました。

その内訳としては、使用料及び手数料は衛

生センター休止に伴う汚泥処分手数料の減、諸収入は建物総合損害共済災害共済金の減となっています。

歳出(性質別分析)では、投資的経費が3億8,222万3,000円(構成比8.4%)、義務的経費が20億7,889万9,000円(同45.7%)、その他の経費が20億8,525万1,000円(同45.9%)となっています。

前年度との比較では、投資的経費が1億79万1,000円(対前年度比35.8%)の増、義務的経費が5,962万1,000円(同△2.8%)の減、その他の経費が7,218万5,000円(同3.6%)の増となりました。

投資的経費の増は、第2分団詰所新築事業等の増によるもので、義務的経費の減は生活保護費の減、その他の経費の増は減災基金積立金の増などによるものです。

(2) 特別会計。

4会計合わせて歳入総額は6億7,754万7,000円で、前年度と比較して4,030万円(対前年度比△5.6%)の減で、その主な要因は、市営公共下水道特別会計及び市営神威岳観光特別会計における繰入金の減によるものです。

歳出は、投資的経費が2,718万4,000円(対前年度比△52.4%)、義務的経費が3億1,673万6,000円(同△4.8%)、その他の経費が2億8,940万6,000円(同13.8%)、総額6億3,332万6,000円で、前年度と比較して1,103万7,000円(同△1.7%)の減となっており、投資的経費の減の主な要因は、市営神威岳観光特別会計におけるリフト整備等の普通建設事業費の減、義務的経費の減の主な要因は、市営公共下水道特別会計における公債費の減によるものです。

3、財政構造(普通会計ベース)。

指数面では、財政の弾力性を測定する経常収支比率は82.6%(前年度90.8%)、財政力の強弱を示す財政力指数は0.105

(同0.105)、公債費比率は5.0%(同5.8%)です。

また、地方債の元利償還金に加え、下水道等の公営企業が支払う元利償還金への一般会計繰出金などを含めて算出した実質公債費比率は10.7%(同10.9%)です。

4、投資的事業(1件1,000万円以上)。

旧庁舎解体除却、除雪機械車庫新設、ワイン用ぶどう栽培事業土地取得、橋りょう調査設計委託、改良住宅屋根改修、市営住宅屋根改修、消防救急デジタル無線施設整備、第2分団詰所新築・外構整備、歌志内中学校教育用コンピュータ整備(繰越明許)。

3ページの5、各会計補正予算、以下の説明につきましては、省略させていただきます。

以上が、平成27年度各会計決算の概要でございます。

よろしく願いいたします。

○議長(川野敏夫君) 金子市立病院事務長。

○市立病院事務長(金子浩君) 一登壇一

議案第53号平成27年度歌志内市病院事業会計決算の認定について御提案申し上げます。

平成27年度歌志内市病院事業会計決算の認定について。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成27年度歌志内市病院事業会計決算について、別添のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

内容につきましては、平成27年度歌志内市病院事業決算書により御説明いたしますので、病院事業決算書の9ページをお開き願います。

平成27年度歌志内市病院事業報告書でございます。

朗読いたしまして、説明にかえさせていただきます。

平成27年度歌志内市病院事業報告書。

1、概況。

(1) 総括事項。

本年度においても、新歌志内市立病院経営健全化計画策定までの間延長して取り組むこととした平成21年3月策定の経営健全化計画を病院運営の指針とし、自治体病院としての使命を果たすべく、地域医療の確保と収支改善による経営の健全化に取り組んでまいりました。

また、医師体制においても、医師の退職など突発的な異動がありましたが、北海道大学及び北海道地域医療振興財団の協力のもと、出張医により診療体制を確保し、また2月からは嘱託医師の固定化により、診療体制に支障が出ないよう努めてまいりました。

経営面では、繰出金項目の見直しを行うことで収益的収支の均衡を図った一方、資本的収支では基準外繰入金の前減額を行い、支出額に対して収入額の不足する部分については過年度分損益勘定留保資金により補填を行いました。

患者動向による収入状況では、入院収益、外来収益とも患者数の減少から厳しい経営となり、医業収益全体では約3,000万円もの減収となりました。

結果として、前述のとおり一般会計からの繰入金により収支の均衡を図ったことから当年度収支で687万8,000の純利益が生じ、累積欠損金は8億4,187万5,000円で本年度の事業運営を終えたところであります。

(ア) 患者の状況。

年間延べ入院患者数は、1万8,980人(1日平均51.9人)で前年度より1,173人(同3.3人)の減少。また、外来患者では、1万4,748人(1日平均60.7人)で、前年度より289人(同0.7人)の減少であります。

(イ) 財政状況。

(収益的収入及び支出)

本年度の財政状況につきましては、消費税及び地方消費税控除後の金額で計上しております3ページの損益計算書及び19ページ以

降の附属書類により御説明申し上げます。

収益的収支につきましては、総事業収益が5億9,166万4,000円で、内訳は、医業収益が4億945万2,000円、医業外収益が1億8,221万2,000円です。総事業収益を前年度と比較しますと796万8,000円の増であります。その内訳の主なものは医業収益の入院収益が2,795万9,000円の減、その他医業収益が107万7,000円の減で、医業収益総体では2,938万9,000円の減であります。医業外収益は、他会計補助金が4,298万3,000円の増で、医業外収益総体では4,193万6,000円の増であります。また、特別利益につきましては本年度の収入はなく、皆減となったものであります。

一方、総事業費用は、5億8,478万6,000円で、内訳は医業費用が5億6,388万8,000円、医業外費用が2,089万8,000円です。

総事業費用を前年度と比較いたしますと1,867万1,000円の減で、その内訳の主なものは、医業費用の材料費が409万4,000円の増、経費が652万2,000円の減、減価償却費が598万円の減、資産減耗費が234万9,000円の増で、医業費用総体では614万円の減です。医業外費用は雑損失が267万4,000円の増で、医業外費用総体では、172万1,000円の増です。特別損失は本年度は支出がなく皆減となっております。

(資本的収入及び支出)

資本的収支につきましては、2ページの決算報告書及び23ページの附属書類の消費税及び地方消費税込みの金額で御説明いたします。

総収入額は、5,665万1,000円で、内訳は、企業債が3,730万円、出資金が1,229万3,000円、他会計繰入金が598万9,000円、道支出金が106万9,000円です。総支出額は、1億341万9,000円で、内訳は、建設改良費が

5,034万6,000円、企業債償還金が5,307万3,000円です。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,676万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填したものであります。

以上、病院事業会計の平成27年度事業概況でございます。

議案第52号と議案第53号の決算の認定につきまして、一括御提案申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長(川野敏夫君) これより、議案第52号平成27年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について及び議案第53号平成27年度歌志内市病院事業会計決算の認定について一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番(女鹿聡君) 歌志内市の決算について少し聞いてみたいと思います。

平成27年度の決算の内容について、これ来年度の予算に大きくつながってくるものだと思っております。その中で、行政の厳しい中で一般会計に1億3,600万円の黒字を出したということは大変評価できる内容だと思っております。この中で、市長の中でどれぐらい平成27年度に行いたいことができたのか、できたものと、またちょっとできなかったというところをお聞きしたいと思います。

○議長(川野敏夫君) ここで、10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時08分 再開

○議長(川野敏夫君) 休憩を解いて、会議を再開いたします。

理事者答弁。

村上市長。

○市長(村上隆興君) お答えいたします。

平成27年度と申しますと、第5次基本構想の最終年次であります。多くの事業が予定されておりましてけれども、財政の健全化を優先するということが皆様の事業としては期

待に応えられなかったという部分も多々あるかと思いますが、その中でも慎重に財政運営を図ってまいりました。

大きなことはできておりませんが、新規事業とそれから内容を充実させた事業とに分けて申し上げますと、まず、内容を充実させたという事業の中では各町内会自治会に対する行政協力費の増額を図ってまいりました。また、保育所の保育時間の延長とともに最高額の引き下げを図っております。

また、後期高齢者の健康診査検査項目を拡大し心電図等の無料化を図っております。

また、中学生までの医療費の無料化を18歳まで、いわゆる高校生まで引き上げております。

また、有害鳥獣対策を充実させようということで、駆除費等の増額を図っております。

また、学校給食費の値上げ分、いわゆる父母負担分の行政による負担を行っております。

新規事業といたしましては、地域おこし協力隊を採用することによる地域の活性化を図ってまいりました。また、特産品の開発に手をつけてございます。

また、幼児のフッ素塗布の無料化を図り、子育て世代との懇談会を通しまして要望のありました中学生以下のインフルエンザの予防接種の無料化を取り入れてございます。

また、現在着工しております高齢者向け専用住宅の実設計。また、防災ということで消防団第2分団の詰所の新築を行っております。

また、ワイン用ぶどう試験栽培事業に取り組むということで、土地の購入等を初め事業に着手してございます。

また、今年度から実行に入っております総合計画、総合戦略の策定。そしてプレミアム商品券、地域の皆さんの経済活動を活性化すると。また、市民の皆さんに助成をするという意味合いからもプレミアム商品券の発行事業を行う等々、わずかながらでも進めることができたかなと、そのように思っているところ

でございます。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） いろいろな面で内容を充実させていただいて、子ども医療費の無料化の拡充などは大きな褒めるところだと思いますよね。行政が行った内容の中では大きなものだと思います。そのほかにもいろいろ、先ほど市長答弁していただきましたけれども、やっぱり充実してもらっている中でも、国の方針でいろいろな面で住民の方々が我慢して生活している部分も多々あります。

歌志内市の中で言えばプールが廃止になった年でもあって、いろいろな面で充実はしてきたけれども残念ながら住民福祉が低下したということも少なくはないのではないかなと、私は思っております。

その中で、この平成27年度の中で今後に生かすためのヒントというのが何かしら多分あったのではないかなと思うのですけれども、その辺どのようにとらえているかお聞きしたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 村上市長。

○市長（村上隆興君） 平成27年度と申しますよりは、平成25年度から4年間というものを総括していかなければならないのかなというふうに思います。4年間を経ていろいろな事業を進めてまいりましたけれども、やはり御批判、御指摘を受けるそういう内容のものもあろうかと思えます。そういうことを含めまして昨年、先ほど申しました総合計画というものを策定し、平成28年度から着手するといいますか向こう10年間に向けて、前期4年間前倒しして事業を進めるというふうに以前から説明申し上げているところだと思います。

そういう部分、また議会、市民の皆さんからの意見をいただきながら平成29年度以降の新たな事業を策定していく、そういう過程にしてまいりたいとそのように考えております。今指摘を受けましたプールなども、そういうものも一つになるのかなと思えますが、

限られた財政の中でどこまで計画的なまちづくりを進めていけるかということを庁内の議論を含めまして、これからの事業の策定に生かしてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（川野敏夫君） ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第52号及び議案第53号については、5名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の審査に付することにしたと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第52号及び議案第53号については、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の審査とすることに決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定に基づき議長が指名をいたします。

決算審査特別委員会委員に、湯浅礼子さん、山崎瑞紀さん、谷秀紀さん、本田加津子さん、女鹿聡さん、以上のとおり指名をいたします。

議案第54号

○議長（川野敏夫君） 日程第15 議案第54号平成28年度歌志内市一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岩崎副市長。

○副市長（岩崎雄逸君） ー登壇ー
議案第54号の一般会計補正予算について

御提案申し上げます。

なお、事項別明細書については、企画財政課長から御説明いたします。

議案第54号平成28年度歌志内市一般会計補正予算（第4号）。

平成28年度歌志内市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,927万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億8,196万4,000円とする。

2項は省略いたします。

以上で、議案第54号の一般会計補正予算について御提案申し上げました。

事項別明細書については、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） それでは、一般会計補正予算事項別明細書の歳出につきまして御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費18節備品購入費14万7,000円の増額補正は、8月20日からの大雨により公用車運転手待機所が浸水し、施設内の石油ストーブ及び冷蔵庫が破損したことに伴う同備品の購入費用であります。

5目車両管理費12節役務費5万8,000円と18節備品購入費528万円の増額補正は、8月20日からの大雨による市長公用車の浸水被害に伴い同車両を更新するものであります。

9目交通安全対策費12節役務費5万3,000円と18節備品購入費423万7,000円、27節公課費3万円の増額補正は8月20日からの大雨による交通安全指導車の浸水被害に伴い同車両を更新するものであります。

なお、市長公用車及び交通安全指導車の修繕にかかる保険金につきましては、現在保険

者の全国市有件災害共済会と協議中ではありますが、いずれの車両も耐用年数を経過し共済責任額は最終残存価格となっており、市長公用車が28万円、交通安全指導車が18万円となっております。

13目諸費23節償還金利子及び割引料227万7,000円の増額補正は、平成27年度障害者自立支援給付費等の精算に伴う道支出金返還金であります。

4項選挙費4目市議会議員補欠選挙費273万6,000円の増額補正は、市議1名の欠員が発生したことによる補欠選挙を平成28年10月23日執行の歌志内市長選挙と同時に行うための執行費用で、市長選挙経費と共通する報酬や職員手当等の経費を除き計上するものであります。

内訳は、1節報酬2万7,000円の増額補正は、選挙立会人の報酬で、3節職員手当等4万5,000円の増額補正は選挙事務従事者にかかる時間外手当の増であります。

8節報償費33万1,000円の増額補正は選挙事務従事者報償金で、9節旅費5,000円の増額補正は選挙立会人及び選挙管理委員の費用弁償であります。

11節需用費40万2,000円の増額補正は、事務用品等消耗品が22万9,000円、投票用紙等印刷製本費が17万3,000円であります。

13節委託料53万3,000円の増額補正は、ポスター掲示場設置等委託料の増で、19節負担金補助及び交付金139万3,000円の増額補正は選挙運動公費負担金の増であります。

7ページに参りまして、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費546万8,000円の増額補正は、平成26年4月に実施した消費税の引き上げによる影響を緩和するため、低所得者に対して制度的な対応を行うまでの間の暫定的・臨時的な措置として実施する臨時福祉給付金給付事業が521万1,000円、一億総活躍社会の実現に向け賃金引き上げの恩恵が及びにくい低所得の障害遺

族基礎年金受給者を支援するために実施する年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業が25万7,000円であります。

内訳は3節職員手当等49万3,000円の増額補正は、給付事務にかかる職員の時間外勤務手当の増で、11節需用費3万9,000円の増額補正は給付事務にかかる各種消耗品の増であります。

12節役務費32万9,000円の増額補正は、給付事務にかかる郵便料及び口座振替手数料で、13節委託料97万7,000円の増額補正は臨時福祉給付金システム整備にかかる電算委託料であります。

19節負担金補助及び交付金363万円の増額補正は、給付対象者に対する臨時福祉給付金で、給付金の額は低所得者に対する臨時福祉給付金が1人当たり3,000円で1,150人分の345万円を計上しております。

また、年金生活者に対する臨時福祉給付金は、1人当たり3万円の50人分を見込んでいますが、同じ細々節科目で先行実施いたしました高齢の年金受給者に対する臨時福祉給付金の執行残132万円と相殺し、18万円を計上しております。

なお、これらの臨時福祉給付金にかかる経費につきましては、歳入の国庫支出金において同額を予算措置しております。

9ページに参りまして、2目災害救助費52万6,000円の増額補正は、8月20日からの大雨による被災者への見舞金及び避難所などの災害救助経費で、8節報償費19万円の増額補正は避難所開設にかかる町内会等への謝礼で、避難者を受け入れた町内会等への謝礼は3万円で6団体、臨時の避難所の開設をお願いした町内会への謝礼は1万円で1団体であります。

12節役務費3万1,000円の増額補正は、避難所使用毛布の洗濯手数料で、20節扶助費30万5,000円の増額補正は住宅に浸水した被災世帯主への見舞金で、その内訳は床上浸水が1万円の7世帯、床下浸水が5,000円の47世帯であります。

5 項児童福祉費 2 目児童福祉事業費 2 0 節扶助費 5 1 4 万 4, 0 0 0 円の増額補正は児童発達支援及び放課後等デイサービス利用者数の増に伴う障害児相談支援及び障害児通所支援の増で、歳入の国庫支出金及び道支出金において財源措置をしております。

次に、4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費 1 5 節工事請負費 8 2 万 1, 0 0 0 円の増額補正は、冬期を迎えるに当たり雪害により崩壊した中村歯科診療所の医師車両用の車庫を建設場所を移設し新設するものであります。

2 項清掃費 2 目ごみ処理費 1 2 節役務費 1 8 1 万 4, 0 0 0 円の増額補正は、8 月 2 0 日からの大雨により発生した被災ごみの収集運搬経費であります。

6 款農林費 1 項 1 目とも農畜費 1 3 節委託料 3 2 万 4, 0 0 0 円と、1 9 節負担金補助及び交付金 2 4 万円の増額補正は有害鳥獣駆除頭数の増に伴う運搬業務委託費用と、駆除事業に対する猟友会への交付金の増であります。

9 款 1 目とも消防費、1 1 ページに参りまして、1 目常備消防費 1 1 節需用費 8 3 1 万 6, 0 0 0 円の増額補正は、8 月 2 0 日からの大雨時における消防ポンプ自動車の冠水によるエンジン故障にかかる修繕料であります。

なお、この修繕にかかる保険金につきましては、現在保険者の全国市有物件災害共済会と協議中であります。

4 目防災費 1 1 節需用費 3 1 万 2, 0 0 0 円及び 1 6 節原材料費 8 万 4, 0 0 0 円の増額補正は、災害対応にかかる各種消耗品及び補修用資材の補充による増であります。

次に、1 1 款災害復旧費 1 項土木施設災害復旧費 2 目一般災害復旧費 1, 3 0 0 万円の増額補正は 8 月 2 0 日からの大雨により被災した土木及び河川施設の災害復旧にかかる工事費用等であります。

内訳は 1 3 節委託料 3 5 0 万円の増額補正は中村 8 号線道路陥没対策工事にかかる調査

設計委託料で、1 5 節工事請負費 9 5 0 万円の増額補正は市道文珠高台線ほか 4 カ所の道路のり面崩壊等復旧にかかる土木施設工事が 9 2 0 万円、田嶋の沢川護岸洗掘復旧にかかる河川施設工事が 3 0 万円であります。

3 項その他公共・公用施設災害復旧費、2 目一般災害復旧費 1 5 節工事請負費 4 2 7 万円の増額補正は、8 月 2 0 日からの大雨により被災した道路、河川以外のその他施設にかかる災害復旧工事でもい岳スキー場ゲレンデのり面崩壊復旧工事ほか 4 工事の工事費用であります。

なお、災害復旧費にかかる 3 0 万円以上の工事につきましては、定例会資料の 7 ページに、工事箇所と工事名を掲載しておりますので御参照を願います。

また、このたびの災害では補正予算の災害復旧費のほかに、災害発生直後から市民生活の安全安心を確保するために緊急を要し、予備費の使用によらなければ時間的に対処が難しいと認められた危険箇所の応急対策などについては予備費にて対応をしております。

次に、1 5 款 1 項 1 目とも予備費 1, 4 1 3 万 5, 0 0 0 円の増額補正は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、3 ページをお開き願います。

1 3 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費負担金 8 節児童福祉支援給付費負担金 2 5 3 万 6, 0 0 0 円の増額補正は、歳出の民生費で予算措置しました児童福祉サービス給付事業にかかる国庫負担金であります。

2 項国庫補助金 2 目民生費補助金 3 節年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費補助金 2 5 万 7, 0 0 0 円と 4 節臨時福祉給付金給付事業費補助金 5 2 1 万 1, 0 0 0 円の増額補正は、歳出の民生費で予算措置しました年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業及び臨時福祉給付金給付事業にかかる国庫補助金であります。

1 4 款道支出金 1 項道負担金 1 目民生費負担

金 8 節 児童福祉支援給付費負担金 1 2 6 万 8, 0 0 0 円の増額補正は歳出の民生費で予算措置しました児童福祉サービス給付事業にかかる道負担金であります。

1 8 款 1 項 1 目とも繰越金 1 節前年度繰越金 6, 0 0 0 万円の増額補正は前年度繰越金の一部を予算計上するものであります。

以上で、議案第 5 4 号の補正予算事項別明細書についての説明を終わりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（川野敏夫君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

下山則義さん。

○4 番（下山則義君） 私のほうから何点か質疑させていただきたいと思います。

今、説明がございました。

まず 1 番目に 5 ページの 2 款総務費、5 目の車両管理費 1 8 節備品購入費ということで 5 2 8 万円という金額が計上されておりますが、どのような車両を予定しておられるのか説明をいただきたいと思います。

2 番であります。9 目交通安全の対策費から、1 8 節備品購入費でこれも 4 2 8 万 7, 0 0 0 円という金額が計上されておりますが、これもどのような車両を予定しておられるのかをお聞きしたいと思います。

次に、3 番目ですが、この 1 番と 2 番の車両、浸水という被害に対して新たなものということで予算が計上されているのですが、そのことに対して、今後どのような管理対策を行っていかれるのか、そのことにつきましてお伺いしたいと思います。

次に、4 番目であります。

4 項選挙費 1 3 節ポスターの掲示場設置 5 3 万 3, 0 0 0 円という金額が計上されておりますが、これは市長選とは別に委託するのか、そのことにつきましてお伺いをいたします。

次に、5 番目ですが、1 9 節公費負担金 1 3 9 万 3, 0 0 0 円計上されておりますが、これは何人くらいを想定してこの金額なのかをお伺いいたします。

次に、3 款民生費 2 目災害救助費 3 0 万 5, 0 0 0 円は災害見舞金ということで、床上床下それぞれ 1 万円、5, 0 0 0 円という金額で、それぞれの件数の金額総額のものでございますが、災害見舞金そういった規定によるものかをお伺いいたします。

次に、7 番目です。

6 款農林費ということで 1 目農畜費 1 9 節交付金ということで 2 4 万円が計上されておりますが、これは駆除ではなくて何か運搬のその金額というふうな説明だったかと思えます。もう少し丁寧に説明をお願いしたいと思えます。

次に、8 番目であります。

9 款消防費 1 目常備消防費 1 1 節の需用費ポンプ車両の修繕ということで 8 3 1 万 6, 0 0 0 円という金額が計上されておりますが、以前にもこういったことがあったかと思えます。その経緯を踏まえて、今後考えていかなければならないその内容についてのお考えを説明していただきたいと思えます。

以上 8 件でございます。答弁よろしくお伺いいたします。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 私のほうから下山議員の 1 番目の車両の関係、3 番目の今後の管理対策という部分でお答えしたいと思います。

1 番目のどのような車両を予定しているのかということですが、購入予定車はミニバンタイプのハイブリッド車を予定しているところでございます。

3 番目の車両浸水に関する今後の管理対策ということですが、公用車にしましては、平日の勤務時間帯でございますれば対応は可能でございますけれども、今回のような休日夜間における水害対策といたしましては、このような地形の場所に車庫があるということでございますので、現状では早目の行動をとる、これは大変難しい部分でございますけれども、ある程度予想ができるのであればほかの場所へ移動をしておくということ

が考えられますので、今後検討してまいりたいと思います。

ただ、例えば台風であればまた違った強風ということでも、何か物が飛んできてということもございますので、その辺も含めながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 2番の交通安全対策の備品購入費の関係でございますけれども、交通安全指導車でございますけれども、オフロード用の車両ということで2000cc程度4WDということでございます。そして、交通安全指導車用の特別仕様ということで、パトライト、それから交通安全の塗装、文字入り、それから放送機器、こういうものが含まれているということでございます。

○議長（川野敏夫君） 山岸総務課主幹。

○総務課主幹（山岸康治君） 選挙費関係につきましてお答えいたします。

まず、4番目のポスター掲示場の設置についてでございますが、これにつきましては、市長選、市議会議員補欠選挙それぞれ別に委託する予定となっております。

また、公費負担金につきましては、3名分を計上しております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 災害救助費の災害見舞金の関係でございます。

災害見舞金の規定の関係でございますが、歌志内市災害見舞金支給要綱の規定に基づき支給するものでございます。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 私のほうから、農林費の猟友会の交付金の関係でございます。

交付金の増額補正につきましては、猟友会のエゾシカ駆除報償金事業にかかる費用について24万円を増額するものでございます。

当初予算では100頭分を予定おりました

が、8月末までに既に約90頭を駆除しております、明年3月までこれから実施する秋の一斉駆除を含めまして30頭分24万円の不足が見込まれるということで増額補正するものでございます。

なお、一斉駆除につきましては、11月に入りまして草が枯れましてエゾシカを見つけやすい時期に猟友会を中心に市内全域で実施する予定でございます。

なお、運搬費の補正予算につきましては、駆除予定の頭数がふえた関係から10回分32万4,000円を委託料のほうで増額することで、考えているところでございます。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） 私のほうから、8の今後の対応についてということで御答弁を申し上げます。

先日の行政常任委員会でも御報告申し上げたとおり災害時の出勤で大変申しわけなく思っております。

我々消防は災害時、災害の最前線でぎりぎりのところで活動しておりますので、その状況下でも的確に判断できるよう今後も継続して指導・訓練を重ねていきたいというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） 何点か再質疑させていただきたいと思っております。

2番目の交通安全対策費からの備品購入ということで車を予定している、オフロードで2000cc、4WD、これはある意味今回水害により車両が使いえなくなるような状況、それに対応するということも考えての車両の選び方だと思っておりますが、それでよろしいのか、ちょっと答弁いただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） おっしゃるとおりでございます、車高が高いということで、災害にも使える多目的に使えるというようなことも想定しているということでございます。

○議長（川野敏夫君） 下山則義さん。

○4番（下山則義君） それと続けての質問大変申しわけありません。次に車両の水害によっていつもとめている駐車場、そして車庫の中といったようなところでそういった災害に遭ってしまったのだというところから、先ほどの答弁では早目の行動だ、あるいは管理状況には要するに、早目に移動するというようなことをしていかなければならないのだという答弁だったかと思いますが、ある意味そこで水害があつてこれからもということ。

今の天候・気候のことを考えると、これからも災害ということをしつかりと考えていかなければならない。そんなことから、とめておく場所自体を替えるというのも一つの方法なのかと、安全策を取る方法なのかとも思います。違うところに車庫をつくって、そこでしつかりとしたその管理体制をとっていく、そんなようなこともあろうかと思えます。それについてお聞きしたいと思えます。

次に、見舞金のことですが、規定があるということで床下は5,000円、そして床上浸水については1万円という状況ですが、床下浸水であればさほどとは思いますが、床上になると一律その1万円というのはいかかなことかというふうに考えます。規定があるのでしょうけれども、それにつきまして答弁をいただければと思います。

あと農林費、鳥獣の駆除のことですが、これから全域にわたって行われるのだということですので、もちろんこれに対してはその時期になったら全域と言いながら、いついつ、どこどこで、何時から何時までということが市民の方々に知らせという形であるのだと思いますが、その点について説明をいただければと思います。

次に、8番目に質問させていただきました消防費の件で、以前水没したというときに、水害になってしまったというときに、エアクリナーの位置云々の話があつたかと思えます。それについてその位置を少し高くするのだとか、あるいはそれに水の入らないような

状況を考えるのだとか、そんなような整備にはならないのか答弁をいただければと思います。

また、先ほどの答弁の中で保険については、今行っている最中ということなのですが、まだ全くその保険が適用になるかどうかということが決まってないのかどうなのか、その方向性もお伺いしたいと思えます。

以上の点につきまして、答弁をいただければと思います。

○議長（川野敏夫君） 渡部総務課長。

○総務課長（渡部一幸君） 1番目の車両の管理体制ということでお答えさせていただきます。

下山議員おっしゃるように、他の場所に車庫を建てるということも一つの選択肢だというふうには思っておりますが、この庁舎の近い場所に広い土地がなかなかないという部分もありますので、そういった空き地の部分、利用できる部分、そういうものも今後の考え方の中で検討していきたいというふうに考えます。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤守君） 見舞金支給額の関係でございます。

当市の災害見舞金支給要綱につきましては、火災及び自然災害により被害を受けた者に対して応急援護を行うための災害見舞金を支給することを目的としております。

今回の災害の部分につきましては、自然災害という形での大雨、豪雨、洪水等にかかわる関係で支給するものでございますが、当市のこの規定につきましては、例えば水の関係だけでいきますと、流失、例えば半流失、それから家屋の一部流失、床上浸水、床下浸水という形で、細かい形での支給区分となっております。

近隣の中空知の市町との比較でいきますと、この制度自体がないまちもあるところがございます。また、床下浸水、火災による一部焼失の規定がない自治体も多くあるところであり、まちまちの状況でございます。

御指摘の支給額につきましては、本市の場合近隣と比較いたしまして決して高いほうではございませんけれども、先ほど申し上げたとおり床上床下浸水の見舞金を見れば、床下浸水の見舞金を規定しているのは、うち以外では1町のみであるところでございます。

今回複数の台風と大雨が北海道に上陸し大きな被害が全道的に受けております。各自治体においても災害に対する見舞金の見直しについても進められると思いますので、動向に注視しながら検討を深めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川野敏夫君） 平間産業課長。

○産業課長（平間靖人君） 秋の一斉駆除にかかる市民の方への周知の関係でございます。

猟銃を使った駆除でございますので、当然危険が伴います。市民の皆様への周知につきましては広報へのチラシ折り込み、また、町内会長への周知、それから付近への看板設置、こういった形で市民の皆様にお知らせしながら、十分注意しながら猟友会とともに行ってまいりたいと思っております。

○議長（川野敏夫君） 西丸消防長。

○消防長（西丸強君） 車両の改造の件につきましては私のほうから、保険につきましては企画財政課長から答弁申し上げます。

まず、車の改造についてでございますが、結論から申し上げますとできません。理由につきましては、消防車の艤装工場に確認したところ、加工する場合はマフラーを高い位置に持っていくことは、今の車両には煤を浄化する装置もついて長くなるためにできないということです。

また、メーカーに確認しますと、構造上エアクリーナーの位置が制限されており、また、給気と排気効率を計算されているために簡単にはずらせないということです。

それらのことから、現在の車はコンピュータで燃料と空気を混合しているため、エアクリーナーの位置をずらしたりマフラーを長く

することにより混合比が変わり、通常走行に支障を来すということに伺っております。

そのような理由から艤装メーカーでは責任が取れないために、現在のところはそういう改造はできないということでございます。また、道内からも同じ問い合わせはあると聞いております。その中ではそういうことをお話しして、現在のところつくってはいないというところでございます。

以上です。

○議長（川野敏夫君） 松井企画財政課長。

○企画財政課長（松井敬道君） 私からは消防車の保険の関係でございますが、市有物件の災害共済では台風や洪水も共済の対象になっております。市有物件には現在第一報を入れておりますが、詳細につきましては現在協議中でございます。

また、現時点ではわかりませんが、共済の責任限度額につきましては1,658万円でございます。また、重大な過失があった場合には保険の対象外となりますが、この重大な過失とは相当の注意をなすまでもなく、容易に有害な結果を予見して回避することができたにもかかわらず、漫然として見過ごして回避しなかったほとんど故意に近い注意を欠く状態をいいますので、こちらには当てはまらないのではないかというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） まず、一つ目なのですが、民生費の二つの臨時福祉給付金についてお聞きしたいと思います。

該当者に直接この給付金というふうに周知するのか、手立てを取るのかをお聞きしたいと思います。その周知の方法をどうするのか伺いたいと思います。

もう一つ、災害救助費の災害見舞金の支給なのでございますけれども、これのような手段で行うのかお聞きしたいと思います。

もう一つ衛生費の被災ごみの運搬なので

けれども、この被災ごみは被災した方々の使えなくなったものなどの運搬をする費用が入っているのかどうなのか、それを聞きたいと思います。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉対策課長（佐藤守君） 臨時給付金の関係についてでございます。周知につきましては該当者に個人通知をするとともに、10月1日号の市広報やホームページに記事を掲載する予定としております。

なお、これまでも行っておりますけれども、コミュニティセンター、各町内会館集会所等市内8カ所でも臨時申請受け付けを実施する予定としております。

それから、災害見舞金の交付の関係でございますけれども、補正予算の可決後なるべく早い時期に被災者宅に伺い、市長から直接お渡しする予定であります。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） 被災ごみの関係で、使えなくなったものなども運搬するのということでございますけれども、被災したその家庭で災害により不用となったもの全てを処理するというところで考えております。

○議長（川野敏夫君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 給付金なのですけれども、両方合わせて1,200人ぐらいの人数で多分なと思います。先ほど個人通知してということで、ほかのところでも行いますよということで言っておりましたけれども、やっぱり結構な人数1,200人ということで、最後の1人にもきちんと受け取れるようなシステムをきちっとした構築をしていただきたいと思っておりますけれども、その辺もう一度お聞きしたいと思います。

あと見舞金についてなのですけれども、やっぱり被災された方々は1万円でも5,000円でもすぐ手元に多分お金が必要だと思うのですよね。市長が手渡しに行きますということなのですけれども、この補正が決まったらすぐにも動いていただいて、被災者の方々にお見舞いをしていただきたいと思うの

ですけれども、その辺もう一度、いろいろなやり方があると思うのですけれどもお聞きしたいと思います。

ごみの運搬なのですけれども、やっぱり大きい粗大ごみだとかそういったものがかなり出てきますので、そのときは出なかったけれども後々水害によってだめになったものとかというのも多分出てくる可能性もあるので、その辺の分も臨機応変に市のほうで対応していただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（川野敏夫君） 佐藤保健福祉課長。

○保健福祉対策課長（佐藤守君） 申請に漏れないような形として、その他の周知方法といたしましては毎月の定例民生児童委員の協議会や町内会連合会との情報交換会、また、当課で実施いたします健康教室や研修会など、対象者が集まる機会にお知らせをしてみたいというふうに思っております。

また、広報につきましても何回か掲載をしながら、申請の漏れないよう広報活動を行ってみたいと思っております。

災害見舞金の交付につきましては、先ほどの答弁と同じになりますが、この後早い時期に被災者宅に伺い、先ほど申し上げたとおり市長から直接お渡ししたいと思っております。その家庭が留守の場合とか、また市長の公務の関係がありまして、その場合につきましては副市長もしくは当課のほうで、かわりにお渡しするような手段の中で行いたいというふうに思っております。

○議長（川野敏夫君） 小玉市民課長。

○市民課長（小玉和彦君） ごみの関係で後から出てきたものということで、臨機応変ということでございますけれども、今回補正させていただいたのは、新たに車両を借りて災害ごみを処理するというところの部分でございます。既に緊急を要するものは運んでおりますけれども、順次これからもしていきますけれども、ただ、例えば1年後に出されてもちょっと今の中ではできませんので、そのときについては、やはり通常の粗大ごみの関係

で収集することがありますので、そちらでの対応ということも考えております。よろしくお願いたします。

○議長（川野敏夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第54号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川野敏夫君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

散 会 宣 告

○議長（川野敏夫君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 0時00分 散会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 川 野 敏 夫

署名議員 山 崎 瑞 紀

署名議員 本 田 加 津 子